

## 1 主な改正内容

### (1) 非識別加工情報制度の導入

- 法の目的規定に、「個人情報の活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること」に配慮する旨を規定する（第1条）。
- 一定の措置を講じて、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる情報を「非識別加工情報」として定義する（第2条第8項など）。
- 事業に非識別加工情報を活用しようとする事業者から、非識別加工情報の作成、提供について提案を受け付ける制度を創設する（第44条の2以下）。

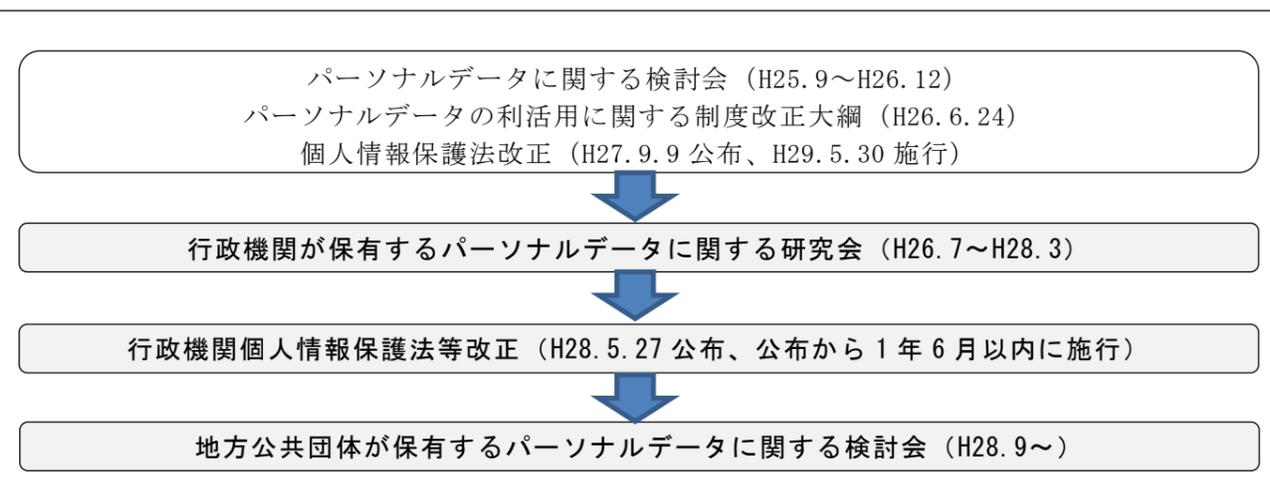
### (2) 個人情報の定義の明確化

- 電磁的記録や音声、動作その他の方法を用いて表された事項も個人情報に含まれることを明確化する（第2条第2項第1号）。
- 個人識別符号が個人情報に含まれることを明確化する（第2条第2項第2号、同条第3項）。
  - ※ 個人識別符号は、政令や個人情報保護委員会規則で具体的に規定する。  
（例）DNAの塩基配列、指紋、旅券の番号、基礎年金番号

### (3) 要配慮個人情報の規定

- 要配慮個人情報を定義する（第2条第4項）。
  - ※ 要配慮個人情報は、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 公表する個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載する（第10条第1項第5号の2、第11条第1項）。
  - ※ 行政機関個人情報保護法では、要配慮個人情報の取扱いについて特段の制限はないが、個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は原則として本人の同意なく要配慮個人情報を取得してはならないなどの制限が課される。

## 2 国における検討の動き



## 3 各研究会等の概要

### (1) 行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会 (H26.7~H28.3)

- 趣旨** 行政機関等が保有するパーソナルデータについて、その特質を踏まえた専門的な調査・検討を行う。
- 活動** 16回の検討会により個人情報保護法等の改正に当たっての論点を整理  
平成28年3月7日に最終報告

### (2) 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会 (H28.9~)

- 趣旨** 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関して検討する。

#### 検討会開催状況

第1回 平成28年9月23日

- ・個人情報保護条例の見直しに関する検討の背景
- ・個人情報保護法の改正
- ・行政機関個人情報保護法等の改正
- ・主な検討項目等

第2回 平成28年11月28日

- ・条例改正に係る実務上の課題（東京都）

#### 【検討会における東京都の意見】

- ・身体の特徴が符号化されたものは、セキュリティで使う指紋や医療データを除けば、実体として使っていない。
- ・非識別加工情報については、法律で規定されたからやるべき、という結論は、必ずしも短時間では出せない。
- ・どのようなデータにどのような事業者のニーズがあるのかという疑問が非常に多い。ある程度国等の状況を見たいというのが正直な意見。

- ・個人情報の定義の明確化
- ・要配慮個人情報の取扱い

#### 今後の開催スケジュール

第3回 平成29年1月 ・非識別加工情報に関するヒアリング

第4回 平成29年2月 ・非識別加工情報の仕組みの導入 ・その他 ・報告書骨子（案）

第5回 平成29年3月 ・報告書（案）

## 4 他自治体の検討状況

### 神奈川県（情報公開・個人情報保護審議会）における検討状況

H28.9.2 神奈川県知事諮問	H28.11.4 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会答申
条例に「個人情報の有用性」に配慮する旨を既に規定しており、目的規定の改正は行わない。	適当である。非識別加工情報の提供制度に相当する制度の導入を図る際は、改めて検討すること。
条例においても、法にならい、個人情報の定義を明確化する改正を行う。	適当である。
条例における機微情報への取扱制限は維持しつつ、取扱いを原則禁止とする項目を追加し、要配慮個人情報の項目と一致させる改正を行う。	適当である。改正する規定の施行日までに所要手続きのための相当期間を設けるなど、事務の遂行に支障がないよう配慮すること。